

# 男女共同参画計画評価シート

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する環境づくり

### (1) 男女共同参画への意識啓発

事業内容	主な取り組み	担当課	指標	目標値	H28年度結果 (1月末時点)
<b>①男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供</b>					
男女共同参画に関する市民意識を把握するため、定期的に市民意識調査を実施します。	・平成27年度に「男女共同参画計画」策定にあたって市民意識調査を実施しており、平成28年度は実施していない。平成32年度の計画見直し時に実施する予定。	地域づくり課			
男女共同参画に関する情報提供のため、ホームページの充実を図ります。	・市ホームページの「行政情報」内に「男女共同参画」のカテゴリーを設置し、情報発信を推進した。	秘書広報課			
	・「大網白里市男女共同参画計画」について掲載するとともに、女性活躍推進や男女共同参画についてのイベント等の情報を発信した。	地域づくり課			
市内図書館において、男女共同参画に関する冊子等の閲覧及び貸し出しをします。	・男女共同参画に関する冊子等の閲覧及び貸し出しを行った。	生涯学習課			
<b>②家庭、地域における男女共同参画意識の啓発</b>					
男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動を推進します。	・広報紙において、「男女共同参画計画の策定」について周知した。また、男女共同参画地域推進員の活動についても、広報紙や区・自治体への回覧で周知した。	地域づくり課	広報紙、ホームページ等を利用した男女共同参画についての啓発	年1回以上	4回
			市民意識調査(男女平等に関する意識)において「平等になっている」と答える割合	増加	未実施

### (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

<b>①学校教育、社会教育における男女共同参画の推進</b>					
性別等にとらわれることなく、個性を重視した男女平等教育・人権教育を推進します。	・千葉県教育委員会主催の人権教育研修会に教職員が参加し、学校での指導に活かした。 ・性別にとらわれることなく、本人の希望を重視した職場体験学習を実施した。	管理課	教職員研修(希望研修)への参加	年1回以上	年2回
			職場体験学習の実施	年1回以上	年1回
固定的な男女別の職業観にとらわれない、進路選択ができるよう、本人の適正・希望を踏まえ、適切な進路指導を推進します。	・参考となる適切な情報を適宜提供しながら、本人の適性や希望を尊重した進路指導を実施した。	管理課			
全小・中学校への男女混合名簿の導入など、学校運営や慣習の改善を図ります。	・全ての学校において男女混合名簿を導入し、慣習の改善を図った。	管理課			

②家庭、地域における男女平等教育学習の推進					
子どもが性別等にとらわれず、個性を伸ばすことができるよう、家庭教育の機会の提供を図ります。	・家庭教育の機会の提供を目的に、家庭教育学級小・中学校部会並びに幼稚園部会を開催した。	生涯学習課	各幼稚園と小・中学校での家庭教育学級の開催	年4回以上	2回(7月、11月)
男女共同参画に関する出前講座を実施します。	・出前講座「男女共同参画について」のメニューを新設した。(1月末時点で申し込みなし)	地域づくり課			
③生涯学習における男女共同参画の推進					
男女共同参画や性の多様性、ワーク・ライフ・バランス等をテーマにした講座・講演会を開催し、意識の啓発を図ります。	・市民向けに、男女共同参画講演会「ギスギス夫婦をやめてニコニコ夫婦になろう」を開催した。(30名参加)	地域づくり課	市民を対象にした男女共同参画に関する講座・講演会の実施	2年に1回以上	1回(H28年1月)
	・「いきいき市民大学講座」を開催し、男女様々な講師を招き市民向けの講演会を行った。	生涯学習課			

(3) 政策、方針決定過程における男女共同参画の推進

①各種審議会等への女性の参画促進					
女性の意見や視点を市政により一層反映させるため、各種審議会・委員会等への女性の積極的登用に努めます。	・女性委員が半数となる審議会・委員会等もある一方、女性委員がいないものもある。まずは、女性委員がいない審議会・委員会を減らすよう努める。	関係各課	審議会等における女性委員の割合	30%	22%
②事業所、団体等における方針決定過程への女性の参画促進					
広報紙、ホームページ等を利用し、事業所・団体における女性の参画拡大についての周知・啓発を図ります。	・男女雇用機会均等法の改正で、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設されたこと等について、窓口でチラシを配布、広報紙で周知した。	産業振興課			
	・女性活躍推進に関する国や県に関する情報提供があった場合、ホームページへの掲載やチラシ等の配布を行った。	地域づくり課			
「男女雇用機会均等月間」に合わせ、商工会等の関係機関を通して、男女雇用機会均等にかかる法制度の周知を図るとともに事業所・団体が進めるポジティブ・アクション(積極的改善措置)について、啓発を図ります。	・厚生労働省の行う、ポジティブアクションに取り組む企業を対象にした表彰制度についてリーフレットを設置、周知した。	産業振興課			
	・男女雇用機会均等法の改正で、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設されたことに合わせて、窓口でチラシを配布し、周知した。	地域づくり課			

③市役所における管理職等への女性の登用促進					
職員の意欲、能力等を十分配慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく職域拡大を図り、かつ女性の登用を進めます。	・意欲・能力のある女性職員の管理職への登用に努め、課長相当職・副課長相当職(・班長相当職)に占める女性割合について、昨年度と比較し、すべての率で上回った。	総務課	課長相当職に占める女性の割合(市職員)	10%	8.9%
			副課長相当職に占める女性の割合(市職員)	30%	28.6%
			班長相当職に占める女性の割合(市職員)	40%	38.2%
女性職員の積極的な育成と能力の活用を図るため、職員研修の充実と能力開発のための研修への参加機会の確保・拡大を図ります。	・10月に主任主事相当職以上の女性職員を対象とした「女性活躍推進研修」(庁内研修)を実施し、51人が受講した。 ・千葉県自治研修センター主催の「女性リーダースキルアップ研修」に女性職員3人が参加した。	総務課	女性職員の能力開発のための研修への参加人数	述べ年間5人以上	54人数

## 基本目標Ⅱ 家庭からはじまる男女共同参画への意識づくり

### (1) 男女がともに支え合う家事・育児・介護等の支援

①子育て、介護における男女共同参画の推進					
マタニティ教室へ男女での参加を促すなど、出生前から男女が協力して育児ができるよう支援します。	・マタニティ教室第Ⅲ課で沐浴練習や妊婦体験、赤ちゃんふれあい体験を提供している。	健康増進課	マタニティ教室に男女で参加する割合	80%以上	90%
介護等についての基礎知識と介護制度について理解を深めるため、出前講座を開催します。	・介護保険のしくみについて出前講座を開催している。	高齢者支援課			
男性の育児参加を促進するため、市男性職員が率先して育児に携わるよう働きかけます。	・取組は特にしていない。	総務課			
②男性の生活技術習得の推進					
男性のための料理教室など、楽しみながら生活技術を習得できるよう、講座や教室の充実を図ります。	・食生活改善協議会主催でシニア世代の簡単クッキング(男性料理)を実施した。	健康増進課			
	公民館の同好会が、男性料理の講座を開催し、第3(金)に講師の指導により、レシピを参考にして、毎回3~4品目の調理実習、試食、そして意見交換をした。	生涯学習課			

## 基本目標Ⅲ 男女がともに個性と能力を発揮できる職場・労働環境づくり

### (1) 男女がともに能力を生かせる職場づくりの促進

①職場における男女の均等な機会・待遇の確保と女性の就業継続支援					
職場において男女の均等な雇用機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法や制度の周知を図ります。	・男女雇用機会均等法改正の周知のチラシをロビーに設置した。	産業振興課			
職場における男女の均等な機会・待遇の確保や女性の就業継続支援に関する研修やセミナーの情報を事業所に提供するとともに、参加の促進を図ります。	・セミナーのチラシを各公共施設に設置した。	産業振興課			
職場において、女性が働きやすい環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に関する啓発を図ります。	・男女雇用機会均等法改正の周知のチラシをロビーに設置した。	産業振興課			
②農業、商工業等自営業における男女共同参画の促進					
家族経営協定の締結を促進します。	・就農相談や農業経営改善計画作成、更新相談会にて制度周知を行った。	産業振興課	家族経営協定の新規締結数	5件以上	0件
女性の認定農業者の増加を目指します。	・就農相談や農業経営改善計画新規作成、更新時、女性農業者と一緒に経営に携わっている経営体に対し、認定農業者制度の周知を行った。	産業振興課	女性の新規認定農業者	5人以上	0人
③女性の起業や再就職の支援					
県男女共同参画センター等で開催する女性の職業能力開発講座等を周知し、参加を促進します。	・千葉県ジョブサポートセンターや近隣市町と共催で、子育てお母さんの就職に関するセミナーを行った。	産業振興課			
	・男女共同参画センター等の講座・催しについてチラシを窓口で配布した。	地域づくり課			
ジョブサポートセンター等と連携し、就職支援の情報を提供します。	・ハローワークやジョブカフェ、ジョブサポ等で行う支援のチラシをロビー等に設置した。 ・県内で行われる面接会の周知を広報やチラシ等でを行った。	産業振興課			

### (2) 仕事と家事・育児・介護等の両立の推進

①ワーク・ライフ・バランスの意識定着と環境整備					
事業所へのワーク・ライフ・バランス意識の普及、啓発に努め、育児・介護休業取得や短時間勤務制度等、多様な働き方が可能となる制度の導入促進を図ります。	・ワーク・ライフ・バランス等のチラシを関係課へ情報提供した。	産業振興課			
市職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス意識を持って職務に当たることができるよう、積極的な働きかけや情報提供を行います。	・毎週水曜日を「ノー残業デー」とし、庁内の電子掲示板を通じて呼びかけた。 ・ストレスチェックで高ストレス者と判断された職員に対し、面談の実施について案内した。	総務課	男性の育児休業等取得率(市職員)	10%	14.3%

②子育て支援					
保護者が安心して働くことができるよう、一時預かり、延長保育、病後児保育など、多様な保育制度の充実を図ります。	新規認可保育施設について保護者の就労形態に応じた延長保育の実施の検討、実施をしていただいた。	子育て支援課	時間外保育の実施	全施設	全施設
	・瑞穂幼稚園において試行的に預かり保育を実施している。	管理課	病後児保育の実施	1カ所	1カ所
育児や保育制度について気軽に相談できる窓口を整え、子育てに関する情報などを提供します。	・家庭相談員が子育てに関する悩みや相談などを受け、相談者に対し助言や支援の提供を行った。	子育て支援課	一時保育の実施	3カ所	1カ所
	・乳児相談を毎月1回ずつ3か所の会場で実施した。	健康増進課			
放課後に適切な遊びや活動拠点を与えられるよう、学童保育、放課後子ども教室等の居場所づくりをします。	・市内全小学校に公設学童保育室を開設した。	子育て支援課	学童保育の開設場所	9カ所	9カ所
	・放課後子ども教室を市内6つの小学校で開催し、児童の放課後の居場所づくりを行った。	生涯学習課			
子育て世帯に対する助成や各種手当などの経済的支援を行います。	・児童手当、子ども医療費助成、出産子育て支援金を支給した。	子育て支援課			
③高齢者、障害者への介護支援					
高齢者、障害者等の相談に応じ、適切に助言を行います。	・介護保険や他サービス等、相談内容に適した情報を提供した。	高齢者支援課			
	・障害者、家族等からの相談に応じ、適切な助言を行った。また、必要に応じて他機関との連携も行った。	社会福祉課			
介護等についての基礎知識と介護制度について理解を深めるため、適切な介護サービスの情報を提供します。	・介護保険制度についてのパンフレットを窓口を設置した。	高齢者支援課			
介護予防や介護者の健康づくり、介護制度への理解を深めるため、出前講座を実施します。	・介護保険のしくみ、高齢者福祉サービスについて、認知症サポーター養成講座、高齢者の権利擁護についての出前講座を開催している。	高齢者支援課			
④ひとり親家庭等の自立支援					
自立に必要な情報提供をするとともに、各種手当の支給、医療費助成等を通じ、経済的な負担を軽減し、生活の安定を図ります。	・児童扶養手当の支給、ひとり親医療費助成を実施した。	子育て支援課			
就労経験の少ない母子家庭の母に対し、必要な情報提供を行い、就労を支援します。	・社会福祉課で実施している就労相談窓口を紹介した。	子育て支援課			

## 基本目標Ⅳ 男女がともに安心して暮らせる地域づくり

### (1) 地域における男女共同参画の促進と地域環境の整備

①地域における慣習、慣行の見直しの啓発					
区・自治会等に男女共同参画に関する理解を深めるための広報等を行い、地域の中に根強く残る男女不平等な習慣・慣行等の見直しに向けて、意識啓発を図ります。	・「大網白里市男女共同参画計画」の概要版を、区・自治会を通じて回覧し、男女共同参画について意識啓発を図った。	地域づくり課			
②地域活動における女性の参画促進					
男女共同参画に取り組む市民団体の自主的学習活動やサークル活動などを支援します。	・男女共同参画を推進する市民団体と共催で、講演会および地域交流会「消費と男女共同参画」を実施した。(75名参加) ・市内の女性グループが主催する意見交換会に参加した。	地域づくり課			
区・自治会活動などの地域活動や各種ボランティア活動における男女共同参画を促進します。	・ボランティア登録団体に対し、男女共同参画に関する講演会のチラシを配布し、参加を呼び掛けた。	地域づくり課			
③外国人への情報提供等の支援					
本市に在住または本市を訪れる外国人に対して、各種パンフレットやホームページ等の多言語化を図るなど、外国語による情報提供等の支援を行います。	・「大網白里市多文化共生推進プラン」に基づく施策メニューの実施を進めた。	総務課			
	・通訳翻訳ボランティアの登録を行い、行政窓口手続き補助や、チラシ・ポスターの翻訳作成を行った。	生涯学習課			
	・外国語版の母子手帳の発行や、子どもの急病ガイドブックを英語版で作成している。	健康増進課			
	・家庭ごみの出し方パンフレット(英語版及び中国語版)を作成し、窓口で配布するとともに市ホームページに掲載した。	地域づくり課			
	・庁舎案内図(本庁舎1階設置分)への英訳補記を行った。	財政課			
	・防災訓練において、外国人住民のための支援(通訳・体験補助)を行った。	安全対策課			
	・厚生労働省の最低賃金周知のチラシを設置、情報提供した。	産業振興課			

### (2) 防災における男女共同参画の推進

①防災における男女共同参画の促進					
消防団員、自主防災組織等地域の自主防災活動への女性の参画を促進します。	・広報紙において女性消防団の募集を行った。 ・千葉県消防協会の主催する、女性消防団シンポジウムに参加し、意見交換を行った。	安全対策課	新規女性消防団員	10人以上	2人

②女性の視点を盛り込んだ防災対策の促進					
災害時の避難所における男女のニーズの違いを考慮し、女性にも配慮した取り組みを進めるとともに、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の充実を図ります。	・食料や飲料水、生活必需品などについて、備蓄目標を立て、計画的な備蓄を進めており、女性用の防災備蓄品についても計画的に購入した。	安全対策課	大網白里市防災会議における女性委員の数	3人	2人

(3) 男女共同参画の視点に立った健康支援

①妊娠、出産等に関する健康支援					
安心して出産に臨めるよう、妊婦健康診査の助成を行います。また、乳幼児健診をはじめとする健康支援・育児に関する相談の充実を図ります。	・母子手帳交付時に妊婦健康診査14回分の助成券を発行している。5か月児・1歳6か月児・3歳児健診をそれぞれ月1回行っている。	健康増進課	広報紙、ホームページ等を利用した健診や相談の周知	年12回以上	12回
生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行うとともに予防接種等の情報提供を行います。	・生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師が訪問し、養育環境の把握、助言、予防接種や健診の情報提供をした。	健康増進課	新生児または乳児家庭訪問の実施	90%以上	93.50%
妊娠届出書をもとにハイリスク妊婦への個人相談など、妊娠・出産への不安を軽減するため、状況に応じた相談対応を行います。	・保健師が全数面接をおこない、ハイリスク妊婦と判断した方に対して電話や訪問、マタニティ教室でフォローをおこなっている。	健康増進課			
②性差に配慮した健康支援					
男女の性差を踏まえた健康支援を進めるため、性差に応じたがん検診や骨粗しょう症検診等を実施します。	・20歳以上の女性は子宮がん・骨粗しょう症検診を、30歳以上の女性は乳がん検診を受診できるようにしている。乳がんと子宮がん検診については、市で行う集団検診だけでなく医療機関での個別検診に対して助成も実施している。	健康増進課	乳がん検診の受診率	30%	23.41%
			子宮がん検診の受診率	25%	17.65%

基本目標V あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

(1) DV(ドメスティック・バイオレンス)防止と被害者支援

①DV・虐待被害者等に対する広報・啓発					
「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせての広報活動などにより、DVは重大な人権侵害であることを周知します。	・県作成のDV防止チラシを区・自治会に回覧した。 ・DVの電話相談窓口を市役所・公共施設のトイレに掲示し、周知した。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」ポスターを掲示した。 ・広報紙に「女性に対する暴力をなくす運動」に関する記事を掲載した。	地域づくり課	DVに関するチラシ等の配布による情報提供	年1回以上	1回
	・DVは重大な人権侵害であることをホームページで周知した。	子育て支援課	広報紙、ホームページ等を利用したDV防止に関する周知	年1回以上	1回

児童虐待防止推進月間にあわせ、児童虐待防止に関する啓発を行います。	・児童虐待防止のチラシをJR大網駅及びショッピングセンターアミリイにて配布した。	子育て支援課	広報紙、ホームページ等を利用した児童虐待防止に関する周知	年1回以上	1回
高齢者・障害者への虐待防止に関する啓発を行います。	・広報紙に虐待の種類や要因等について掲載した。	高齢者支援課	広報紙、ホームページ等を利用した高齢者・障害者虐待防止に関する周知	年1回以上	1回
	・チラシやポスターの設置を行い、障害者虐待防止に関する啓発を行った。	社会福祉課			
DVや虐待に関する相談窓口について、周知を図ります。	・広報紙、ホームページ、子育てサポートブックに相談窓口を掲載。出前講座にて相談窓口を周知した。	子育て支援課	/	/	/
	・虐待に関する相談窓口について広報紙に掲載した。	高齢者支援課			
	・チラシやポスターの設置を行い、障害者虐待に関する相談窓口についてを周知を図った。	社会福祉課			
小・中学校の道徳の授業において、自他の生命を尊重すること及び集団と社会の関わりについて、計画的に学んでいくほか、人権擁護委員と連携しながら、人権教育を推進します。	・改正教育基本法に則り、年間35時間の道徳の時間を要として、全教育活動を通じて生命の尊重や社会との関わりについて学んでいる。 ・また、授業参観日に道徳の授業を行い、親子でいじめや人権問題について考える契機としている。	管理課	/	/	/
	・人権擁護委員と連携し、市内全小学校の1・4年生を対象に、紙芝居やDVDを教材にした「人権教室」を実施し、他者を尊重することの大切さを呼びかけた。 ・児童・生徒がやさしさ・思いやりの心を育むよう、市内全小中学校に、人権の花「シャクヤク」を植栽した。	地域づくり課			
関係機関と連携し、窓口等において虐待防止に関する啓発を行うとともに、虐待防止ネットワーク会議の設置を図ります。	・虐待防止に関する啓発パンフレットを窓口に設置した。	高齢者支援課	/	/	/
	・障害者総合支援法に基づき、山武管内で設置している山武圏域自立支援協議会において、障害者虐待の防止に関する普及・啓発活動に取り組んでいる。	社会福祉課			

②相談・支援体制の充実					
乳幼児健診・就学前健診未受診者の把握や家庭訪問指導を通じて、DVや児童虐待の早期発見に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診未受診者に対するフローに基づき、訪問したり関係機関と連携を図り、状況確認に努めている。</li> <li>・就学時健康診断では、対象者の把握に努め、全員受診した。</li> <li>・小中学校においては、児童・生徒が学校や家庭での悩みについて相談できるよう「教育相談週間」を実施している。</li> </ul>	健康増進課 管理課	乳幼児健診未受診者の状況把握	100%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳6か月児健診把握率 99.6%</li> <li>・3歳児健診把握率 99.2%</li> </ul>
家庭相談員を配置し、関係機関と連携しながら児童虐待の未然防止、要保護児童等の早期発見・早期対応及び自立に至る支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県主催の児童虐待対応職員研修、家庭相談員研修等に参加した。</li> <li>・要保護児童対策地域協議会代表者会議、実務者会議、個別支援会議を開催した。</li> </ul>	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待防止に関する研修への参加</li> <li>要保護児童対策地域協議会の開催</li> </ul>	年1回以上 開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>6回</li> <li>代表者会議 1回</li> <li>実務者会議 2回</li> <li>個別支援会議 10回</li> </ul>
DV相談窓口職員、婦人相談員、母子・父子自立支援員を配置し、自立支援を含め、相談者に適切な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県主催のDV相談スーパービジョン(担当者研修)に参加した。</li> </ul>	子育て支援課	DVに関する研修への参加	年1回以上	6回
高齢者や障害者に対する虐待について、適切な相談・支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県等が実施する虐待についての研修へ参加した。</li> </ul>	高齢者支援課	高齢者・障害者に対する虐待についての研修への参加	年1回以上	3回
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者虐待に関する研修に参加し、適切な相談・支援を行うよう努めた。</li> </ul>	社会福祉課			4回
人権擁護委員による人権相談の充実や法務局人権擁護課との連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月1回、人権擁護委員による人権相談を実施した。</li> <li>・「人権擁護委員の日」に合わせて、「特設人権相談」を実施した。</li> <li>・広報紙、市防災行政無線で相談の実施を広報した。</li> </ul>	地域づくり課	広報紙、ホームページ等を利用した人権相談に関する周知	年12回以上	12回
			人権擁護委員の研修への参加	年1回以上	2回
③関係機関との連携強化					
DV及び虐待(児童・高齢者・障害者等)は多様な関係機関による支援が必要であるため、関係団体との連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者については、社会福祉課と連携して支援策の検討を行った。</li> <li>・要保護児童等については、要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議、個別支援会議)を開催し、情報共有と支援策の検討を行った。</li> </ul>	子育て支援課			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者虐待のケースに対応する際に、必要に応じて関係団体との連携を図った。</li> </ul>	社会福祉課			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連絡を取り合い、本人の支援を行った。</li> </ul>	高齢者支援課			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DVに関する問い合わせに対して、相談窓口や県の電話相談を紹介した。</li> </ul>	地域づくり課			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会、学校(幼稚園)、子育て支援課、児童相談所等が連携を図り、様々なケースに対応した。</li> </ul>	管理課			

関係機関、関係施設と連携し、DV及び虐待(児童・高齢者・障害者等)により緊急保護が必要なDV被害者・児童・高齢者・障害者等に対応します。	・DV被害者の一時保護入所にあたり、社会福祉課(保護班)と連携し、被害者の支援方針を検討した。 ・児童虐待を受けている要保護児童について、東金警察署、関係課等と連携して、児童相談所へ通告し、一時保護へつなげた。	子育て支援課			
	・関係機関へ事実確認及び情報共有を図り、必要に応じて緊急入所等の対応を行った。	高齢者支援課			
	・関係機関・施設と連携し、緊急保護が必要な障害者に対し適切な対応を行った。	社会福祉課			

(2) セクシャル・ハラスメント等のあらゆる暴力や性犯罪の防止

①人権尊重意識の啓発					
人権擁護委員と連携し、「人権擁護委員の日」、「人権週間」にあわせた啓発活動などを行い、あらゆる暴力が重大な人権侵害にあたることを周知する。	・浜まつりと市内スーパーを会場に、人権擁護委員が啓発物品を配布し、人権擁護委員と人権相談窓口について周知した。	地域づくり課	街頭人権啓発活動の実施	年2回以上	2回
②セクシャル・ハラスメント等防止対策の推進					
セクシャル・ハラスメント(相手の意に反した性的いやがらせ)等の防止に向けた啓発に努めます。	・窓口で、国が作成したセクハラ・マタハラ・パワハラ防止に関するチラシを配布し、啓発した。	地域づくり課	セクシャル・ハラスメント等は人権侵害であるという認識を促す情報提供	年1回以上	1回
職場でのセクシャル・ハラスメント等の防止を促進するため、千葉労働局雇用均等室や男女共同参画センターなどの関係機関において実施されている相談窓口についての情報提供を行います。	・千葉労働局で行っている相談窓口を市広報紙で周知した。 ・労働委員会で行っている相談窓口のチラシを設置、周知した。	産業振興課			
市職員に対して、パワーハラスメント、メンタルヘルス、セクシャル・ハラスメントなど、精神的・性的な人権意識(資質)向上を図るため、独自の研修プランや外部研修への参加などを推進します。	・1月に全職員を対象とした「メンタルヘルス研修」(庁内研修)を実施し、100人が受講した。 ・千葉県自治研修センター主催の「コンプライアンス研修」に1人が参加した。	総務課			
③ストーカーや性的犯罪等の防止対策の推進					
被害者をストーカー行為等から守るため、ストーカー規制法の周知、啓発を推進するとともに、関係機関等との連携強化を図ります。	・窓口で相談があったものについて、警察の相談サポートコーナーを案内した。	地域づくり課			
出会い系サイトなど、子どもたちをインターネットを介した犯罪から守るため、メディア教育を実施するなど巻き込まれないための対策を進めます。また、広報紙、ホームページ等を利用した周知を図ります。	・いじめゼロ集会や親子情報モラル教室を実施し、インターネットに潜む犯罪への対策等について啓発した。 ・また、学校だよりなどの広報紙を活用して、適宜周知を図っている。	管理課	インターネットを通じた犯罪に関する児童・生徒への啓発	年2回以上	年2回